

# 上田市地域防災計画 火山災害対策編

## 新旧対照表

令和4年3月

頁	新	旧	修正理由・備考								
9	<p align="center"><b>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="170 263 927 347"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(社福)長野県社会福祉協議会</td> <td> <del>(1) 災害ボランティアに関すること</del>  <del>(2) 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること</del> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(社福)長野県社会福祉協議会	<del>(1) 災害ボランティアに関すること</del> <del>(2) 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること</del>	<p align="center"><b>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>7 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1077 263 1722 347"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(社福)長野県社会福祉協議会</td> <td>災害ボランティアに関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
(社福)長野県社会福祉協議会	<del>(1) 災害ボランティアに関すること</del> <del>(2) 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること</del>										
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱										
(社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること										

頁	新	旧	修正理由・備考
15	<p align="center"><b>第1節 火山災害に強いまちづくり</b></p> <p>第4 計画の内容</p> <p>1 火山災害に強い市土づくり</p> <p>(4) 火山災害に強い市土の形成を図るため、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進するものとする。</p> <p><u>(5) 老朽化した社会資本について、長寿化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>(6) 一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p><u>(7) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、火山防災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</u></p>	<p align="center"><b>第1節 火山災害に強いまちづくり</b></p> <p>第4 計画の内容</p> <p>1 火山災害に強い市土づくり</p> <p>(4) 火山災害に強い市土の形成を図るため、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
16	<p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(3) ライフライン施設の機能の確保</p> <p><u>ア</u> ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設、<u>廃棄物処理施設等</u>の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p><u>イ コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。</u></p> <p>(5) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>ア</u> 次章以降に掲げる、<u>災害時</u>の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。</p> <p><u>イ</u> 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、<u>災害時</u>の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p>	<p>2 火山災害に強いまちづくり</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や<u>廃棄物処理施設</u>の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>(5) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>ア</u> 次章以降に掲げる、<u>災害が発生した場合</u>の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。</p> <p><u>イ</u> 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、<u>発災時</u>の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
19	<p align="center"><b>第2節 災害発生直前対策</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難誘導体制の整備</p> <p><u>(1) 県及び市</u>は、火山噴火等により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく必要がある。</p> <p><u>(2) 県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民(以下「広域避難者」という。)の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p>	<p align="center"><b>第2節 災害発生直前対策</b></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 避難誘導体制の整備</p> <p>市は、火山噴火等により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく必要がある。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
2 2	<p style="text-align: center;"><b>第4節 活動体制計画</b></p> <p>第1 基本方針  <u>災害時</u>において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。  このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等、<u>災害時</u>における活動体制の整備を図るものとする。</p> <p>第2 主な取組み  1 職員による配備活動体制の整備、<u>災害時</u>に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。</p> <p>第3 計画の内容  1 職員の参集・活動体制  (1) <u>職員の安全の確保に十分に配慮した</u>職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行うものとする。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。  また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。  (2) <u>災害時</u>に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。  (3) 応急対策全般への対応力を高めるため、<u>国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により</u>人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平常時から構築することに努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 活動体制計画</b></p> <p>第1 基本方針  <u>災害発生時</u>において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。  このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等<u>発生時</u>における活動体制の整備を図るものとする。</p> <p>第2 主な取組み  1 職員による配備活動体制の整備、<u>災害発生時</u>に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。</p> <p>第3 計画の内容  1 職員の参集・活動体制  (1) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行うものとする。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。  また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。  (2) <u>災害発生時</u>に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。  (3) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正  (文言の追加・修正)</p>
2 3	<p>5 業務継続性の確保  <u>災害時</u>の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</p> <p>(1) <u>災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</u></p> <p>(2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。</p> <p><u>(3) 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</u></p>	<p>5 業務継続性の確保  <u>災害発生時</u>の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</p> <p>(1) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。</p> <p>(2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正  (文言の追加・修正)</p>
2 7	<p style="text-align: center;"><b>第7節 消防・水防活動計画</b></p> <p>第3 計画の内容  1 消防計画  (5) 火災予防  ア 防火思想、知識の普及  <u>災害発生時</u>における火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する<u>災害発生時</u>の火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7節 消防・水防活動計画</b></p> <p>第3 計画の内容  1 消防計画  (5) 火災予防  ア 防火思想、知識の普及  <u>災害発生時</u>における火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する<u>災害発生時</u>の火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正  (文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
28	2 水防計画 (17) 水防訓練の実施(年1回以上) ウ <u>災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練</u>	2 水防計画 (17) 水防訓練の実施(年1回以上) ウ <u>発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練</u>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)
32	<p style="text-align: center;"><b>第11節 避難収容活動計画</b></p> 第3 計画の内容 1 避難計画の策定等 (1) 市及び県は、 <u>火山防災協議会等における検討を通じた</u> 火山災害予想区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。 (2) <u>地域振興局及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u> (3) <u>自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるように、自宅療養者等の避難先の確保に努めるものとする。</u> (4) 避難計画の作成 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。 ア <u>避難情報の具体的な</u> 基準及び伝達方法 イ <u>避難情報を</u> 伝達する基準及び伝達方法 ( <u>避難情報</u> については風水害対策編第3章第12節を参照)	<p style="text-align: center;"><b>第11節 避難収容活動計画</b></p> 第3 計画の内容 1 避難計画の策定等 市及び県は、火山災害予想区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。 (1) 避難計画の作成 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。 ア <u>避難指示(緊急) 避難動告を行う</u> 基準及び伝達方法 イ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> を伝達する基準及び伝達方法 ( <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> については風水害対策編第3章第12節を参照)	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等)
33	ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 (ア) 平常時における広報 a ホームページ、 <u>SNS</u> による周知 b 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 c 住民に対する巡回指導 d 防災訓練等 (イ) 災害時における広報 a ホームページ、 <u>SNS</u> による周知 b 広報車による周知 c 避難誘導員による現地広報 d 住民組織を通じた広報 <u>なお、市は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</u> <u>また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全措置をとるべきことにも留意するものとする。</u> (5) <u>避難行動要支援者対策</u> 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。	ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 (ア) 平常時における広報 a ホームページ、 <u>Twitter</u> による周知 b 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 c 住民に対する巡回指導 d 防災訓練等 (イ) 災害時における広報 a ホームページ、 <u>Twitter</u> による周知 b 広報車による周知 c 避難誘導員による現地広報 d 住民組織を通じた広報 (2) <u>要配慮者対策</u> 要配慮者の所在、援護の要否等の把握に努め、要配慮者を安全かつ適切に避難誘導し、安否確認を行うため、福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、民生児童委員、社会福祉協議会、地域住民、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等との連携の下に、次の事項に留意し避難支援計画を策定する。 ア 所在、援護の要否等の状況把握 イ 配慮すべき個々の態様 ウ 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備 エ 災害発生時の安否の確認 オ 避難誘導方法及び要配慮者の支援者の行動計画 カ 情報提供手段 キ 配慮すべき救護・救援対策 ク 地域の支え合いによる支援協力体制 <u>特に、要配慮者利用施設について、これらの施設、自主防災組織等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図るものとする。</u>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)

頁	新	旧	修正理由・備考								
3 4	<p>( 6 ) 帰宅困難者等対策</p> <p>2 避難場所等の確保</p> <p>( 1 ) 第一次避難場所</p> <table border="1" data-bbox="181 284 1021 424"> <tr> <td>初期避難場所</td> <td>隣組程度が避難できる規模の空き地等。</td> </tr> <tr> <td>第一次避難場所</td> <td>自治会単位で避難できる場所。 災害時に市からの要請又は地域の自主判断によって開設管理し、一時的に集合・避難する場所。また、自治会内の安否確認を行う場所でもある。</td> </tr> </table> <p>( 2 ) 指定緊急避難場所及び指定避難所（第二次避難場所）</p> <p>市は、住民が避難する場所を指定緊急避難場所及び指定避難所として予め指定し、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設と管理を行う。</p> <p>ア 指定緊急避難場所は、地震時に一時的に身の安全を確保する校庭や広場などである。車中泊やテントでの短中期の避難も想定される。</p> <p>イ 指定避難所は、体育館や校舎などの建物であり、自宅等での生活が確保されるまで、一時的に収容する施設である。地震時は、施設の安全が確保されるまで原則として、避難収容を行なわないものとする。</p> <p>( 4 ) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、地域的な特性や過去の訓練、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、指定避難所の場所、収容人数等について、平常時から住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載するものとする。</p>	初期避難場所	隣組程度が避難できる規模の空き地等。	第一次避難場所	自治会単位で避難できる場所。 災害時に市からの要請又は地域の自主判断によって開設管理し、一時的に集合・避難する場所。また、自治会内の安否確認を行う場所でもある。	<p>( 3 ) 帰宅困難者等対策</p> <p>2 避難場所等の確保</p> <p>( 1 ) 第一次避難場所</p> <table border="1" data-bbox="1084 284 1912 424"> <tr> <td>初期避難場所</td> <td>隣組程度が避難できる規模の空き地等。</td> </tr> <tr> <td>第一次避難場所</td> <td>自治会単位で避難できる場所。 災害時に地域の自主判断によって開設管理し、一時的に集合・避難する場所。また、自治会内の安否確認を行う場所でもある。</td> </tr> </table> <p>( 2 ) 指定緊急避難場所及び指定避難所（第二次避難場所）</p> <p>市は、住民が避難する場所を指定緊急避難場所及び指定避難所として予め指定し、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設と管理を行う。</p> <p>ア 指定緊急避難場所は、地震時に一時的に身の安全を確保する校庭や広場などである。車中泊やテントでの短中期の避難も想定される。</p> <p>イ 指定避難所は、体育館や校舎などの建物であり、自宅等での生活が確保されるまで、一時的に収容する施設である。地震時は、施設の安全が確保されるまで避難収容を行なわないものとする。</p> <p>( 4 ) 次に掲げる事項に留意のうえ、指定避難所、避難路の指定を行うものとする。</p> <p>ア 安全を主眼に、誰でも分かりやすく、広く、なるべく近隣の指定避難所（避難路）を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮すること。</p> <p>イ 指定避難所（避難路）の安全性に特に配慮すること。</p> <p>ウ 定められた指定避難所（避難路）が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難所（避難路）をあらかじめ定めておくこと。</p> <p>エ 開設の基準を明確にすること。</p> <p>オ 指定緊急避難場所の避難地、避難施設の使い分けを明確にすること。</p> <p>カ 民間施設を指定避難所として指定すること。</p> <p>キ 上記をもとに、指定避難所の適正配置について十分留意すること。</p>	初期避難場所	隣組程度が避難できる規模の空き地等。	第一次避難場所	自治会単位で避難できる場所。 災害時に地域の自主判断によって開設管理し、一時的に集合・避難する場所。また、自治会内の安否確認を行う場所でもある。	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>
初期避難場所	隣組程度が避難できる規模の空き地等。										
第一次避難場所	自治会単位で避難できる場所。 災害時に市からの要請又は地域の自主判断によって開設管理し、一時的に集合・避難する場所。また、自治会内の安否確認を行う場所でもある。										
初期避難場所	隣組程度が避難できる規模の空き地等。										
第一次避難場所	自治会単位で避難できる場所。 災害時に地域の自主判断によって開設管理し、一時的に集合・避難する場所。また、自治会内の安否確認を行う場所でもある。										
3 5	<p>( 5 ) 指定避難所の円滑な運営のため、地域住民や自主防災組織からなる避難所運営委員会の協力のもと、市及び施設管理者による「指定避難所運営マニュアル」の整備を図る。なお、本マニュアルの作成にあたっては、障がい者、男女の視点など多様な意見を反映し、どこの指定避難所でもストレスの少ない避難生活が送れるように努めるものとする。</p> <p>( 6 ) 指定緊急避難場所については、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。</p> <p>なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間であることに努めるものとする。</p> <p>( 7 ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。</p> <p>( 8 ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>( 9 ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p>	<p>( 5 ) 学校を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ使用場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議しておくものとする。</p> <p>( 6 ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。</p> <p>( 7 ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む避難所の感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努めるものとする。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p>( 8 ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>( 9 ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>								

頁	新	旧	修正理由・備考
35	<p>(9)市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>(10)市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(11)市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(1)指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。</p> <p>(2)指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>(3)福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p>	<p>(9)テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</p> <p>(10)指定された指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(11)指定避難所(避難路)の住民への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(12)要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による要配慮者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p> <p>また、指定避難所内の一般スペースでは生活が困難な要配慮者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。</p> <p>なお、災害発生時に避難施設となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(13)医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における要配慮者の緊急受け入れなどについて、支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(14)公有地はもとより私有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。特に公共用地については、積極的に指定緊急避難場所として整備を図るものとする。</p> <p>(15)「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)、長野県避難所 TKB スタンダード等を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
36	<p>(4)指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</p> <p>(5)市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>(6)市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(7)市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>(8)市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。</p> <p>(9)指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p>(10)避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>(11)指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(12)テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</p>	<p>(16)マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(17)指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(18)他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決めておくよう努めるものとする。</p> <p>(19)市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(20)市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>

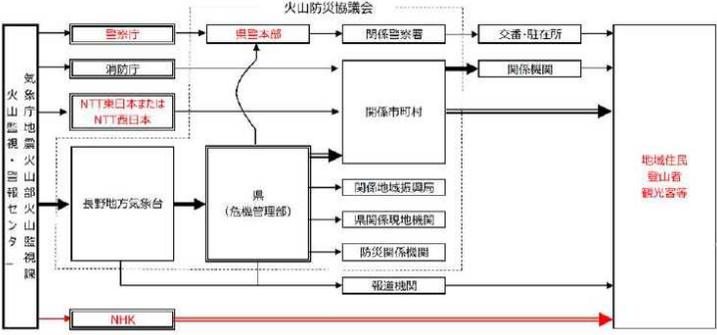
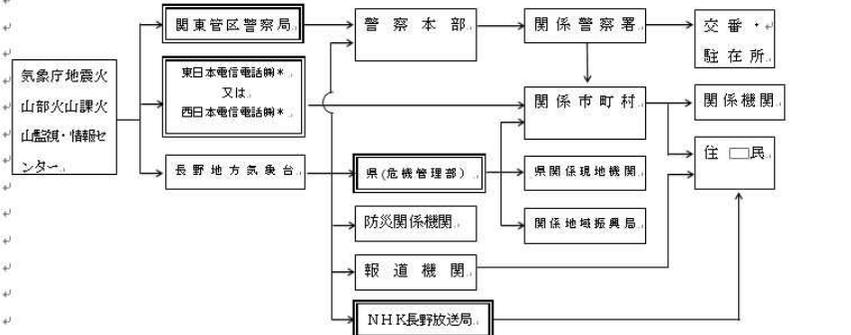
頁	新	旧	修正理由・備考
36	<p>(13) 指定された指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）パーティション、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピィガスなどの常設に努めるものとする。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p>		<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>
37	<p>(14) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。 なお、災害時に指定避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(15) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害時における避難行動要支援者の緊急受け入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(16) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。</p> <p>(17) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)、長野県避難所 TKB スタンド等参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(18) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</p> <p>(19) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(20) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>(21) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>(22) 市及び指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>4 住宅確保体制の整備</p>	<p>3 住宅確保体制の整備</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>
38	<p>5 学校における避難計画</p>	<p>4 学校における避難計画</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>
39	<p>(4) 避難誘導(教育委員会) イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。 (エ) 登下校時、在宅時における災害時の場合にも対応できるものとする</p>	<p>(4) 避難誘導(教育委員会) イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。 (エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
4 2	<p><b>第13節 孤立防止対策</b></p> <p>第3 計画の内容 4 自主防災組織の育成 (2) <b>災害時</b>の活動要領について、教育指導を行うものとする。</p>	<p><b>第13節 孤立防止対策</b></p> <p>第3 計画の内容 4 自主防災組織の育成 (2) <b>災害発生時</b>の活動要領について、教育指導を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>
4 4	<p><b>第17節 危険物施設等災害予防計画</b></p> <p>第3 計画の内容 1 危険物施設災害予防計画 (1) 規制及び指導の強化 イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、<b>災害時</b>の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。</p> <p>(3) 化学的な消火、防災資機材の整備促進 市は、多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るものとする。 また、危険物施設の管理者に対し、<b>災害時</b>における災害の拡大防止対策に必要な資機材の整備、備蓄の促進について指導するものとする。</p>	<p><b>第17節 危険物施設等災害予防計画</b></p> <p>第3 計画の内容 1 危険物施設災害予防計画 (1) 規制及び指導の強化 イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、<b>災害発生時</b>の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。</p> <p>(3) 化学的な消火、防災資機材の整備促進 市は、多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るものとする。 また、危険物施設の管理者に対し、<b>発生時</b>における災害の拡大防止対策に必要な資機材の整備、備蓄の促進について指導するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>
4 7	<p><b>第19節 都市ガス施設災害予防計画</b></p> <p>第2 主な取組み 2 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、<b>災害時</b>の出動体制をあらかじめ定めておき、<b>災害時</b>の対応を迅速に行う。</p>	<p><b>第19節 都市ガス施設災害予防計画</b></p> <p>第2 主な取組み 2 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、<b>災害発生時</b>の出動体制をあらかじめ定めておき、<b>災害発生時</b>の対応を迅速に行う。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>
5 1	<p><b>第25節 土砂災害等の災害予防計画</b></p> <p>第3 計画の内容 1 土石流対策 <u>(1) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。</u> <u>(2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置をとる。</u> <u>(3) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難情報の発令を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。</u> <u>(4) 住民は、ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。</u></p>	<p><b>第25節 土砂災害等の災害予防計画</b></p> <p>第3 計画の内容 1 土石流対策</p> <p>土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、<u>これらの事項を記載したハザードマップ等を配布しその他必要な措置を講じる。また、土石流危険渓流を住民に周知するものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
5 2	<p>2 泥流対策</p> <p><u>(1) 危険区域等について住民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図るものとする。</u></p> <p><u>(2) 住民は、ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。</u></p> <p>3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策</p> <p><u>(1) 市は、防災マップ等の作成・配布や研修会等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。</u></p> <p><u>(2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めるものとする。</u> <u>(重複記載のため削除)</u></p> <p>4 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) <u>市は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。 ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進 イ 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。 ア <u>地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。</u> <u>(ア) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法</u> <u>(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路</u> <u>(ウ) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項</u> <u>(エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地</u> <u>(オ) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項</u> <u>(カ) 救助に関する事項</u> <u>(キ) その他警戒避難に関する事項</u> イ 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した災害ハザードマップ等を作成し、住民等に周知する。</p> <p><u>(4) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設を新築等行う場合は、施設設置者に対して構築等に助言を行う。</u></p> <p><u>(5) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、警察等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。</u></p> <p><u>(6) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築は行わないものとする。やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、指定行政機関及び指定地方行政機関に助言を求めるものとする。</u></p>	<p>2 泥流対策</p> <p>危険区域等について住民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図るものとする。</p> <p>3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策</p> <p>市は、防災マップ等の作成・配布や研修会等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。</p> <p>4 泥流対策</p> <p><u>危険区域等について住民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図るものとする。</u></p> <p>5 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。 ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進 イ 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。 ア <u>区域ごとに情報伝達、予報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項について定め、それらを住民に周知する。</u> イ <u>土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>
5 4	<p>第27節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 文化財</p> <p>市文化財所管部局は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。</p> <p>(1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。</p> <p>(2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。</p> <p><u>(3) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。</u></p>	<p>第27節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 文化財</p> <p>市教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。</p> <p>(1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。</p> <p>(2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (文化財の被災に係る対策について整理)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
60	<p style="text-align: center;"><b>第33節 防災知識普及計画</b></p> <p>第1 基本方針  「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、<b>災害時</b>には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。  また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。  しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。  このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>第3 計画の内容  1 住民等に対する防災知識の普及活動  (1) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。  ア <u>最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油</u>  イ <u>飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策</u>  ウ <u>警報等や、避難情報の意味や内容</u>  エ <u>警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動</u>  オ <u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u>  カ <u>指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</u>  キ <u>広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u>  ク <u>家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第33節 防災知識普及計画</b></p> <p>第1 基本方針  「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、<b>災害発生時</b>には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。  また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。  しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。  このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>第3 計画の内容  1 住民等に対する防災知識の普及活動  (1) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正  (文言の追加・修正)</p>
61	<p><u>ケ</u> 火山噴火、火山災害に関する一般的な知識  <u>コ</u> 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識  <u>サ</u> 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識  <u>シ</u> <u>様々な条件下（登山中、家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識</u>  <u>ス</u> 正確な情報入手の方法  <u>セ</u> 要配慮者に対する配慮  <u>ソ</u> 男女のニーズの違いに対する配慮  <u>タ</u> <u>指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識</u>  <u>チ</u> 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容  <u>ツ</u> <u>平常時から住民が実施しうる出火防止等の対策の内容</u>  <u>テ</u> 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について  <u>ト</u> <u>被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて</u>  <u>ナ</u> 各地域における避難対象地区に関する知識  <u>ニ</u> 各地域における避難地及び避難路に関する知識</p>	<p><u>ア</u> 火山噴火、火山災害に関する一般的な知識  <u>イ</u> 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識  <u>ウ</u> 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識  <u>エ</u> 災害時にとるべき行動に関する知識    <u>オ</u> 正確な情報入手の方法  <u>カ</u> 要配慮者に対する配慮  <u>キ</u> 男女のニーズの違いに対する配慮    <u>ク</u> 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容  <u>ケ</u> <u>平素住民が実施しうる出火防止等の対策の内容</u>  <u>コ</u> 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について  <u>サ</u> 各地域における避難対象地区に関する知識  <u>シ</u> 各地域における避難地及び避難路に関する知識</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正  (文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
61	<p>(6) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するものとする。</p> <p><u>(7) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(8) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及 市において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して<u>災害時</u>における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。</p>	<p>(6) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するものとする。</p> <p>2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及 市において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して<u>発災時</u>における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>
68	<p style="text-align: center;"><b>第41節 観光地の災害予防計画</b></p> <p>第2 主な取組み 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など<u>災害時</u>の防災環境づくりに努める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第41節 観光地の災害予防計画</b></p> <p>第2 主な取組み 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など<u>災害発生時</u>の防災環境づくりに努める。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
7 2	<p align="center"><b>第1節 災害直前活動</b></p> <p>第2 主な活動 3 必要に応じて警戒区域を設定し、住民に対する<b>避難情報の発令</b>等を行う。</p> <p>第3 活動の内容 1 噴火警報・予報等の住民に対する伝達対策 (1) 基本方針 火山活動等に異常が見られ、噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、<b>噴火速報</b>及び火山の状況に関する解説情報が発表された時は、住民に対して情報の迅速な伝達活動を実施する。</p> <p><b>2 防災対応等</b> <b>(1) 噴火警戒レベルが運用されている火山では、関係機関と連携を取りながら、レベルに応じて定められた防災対応を行う。噴火警戒レベルが運用されている火山のレベルに応じた防災対応は、各市町村の地域防災計画等で定めるものとする。</b> <b>(2) 噴火警戒レベルが運用されていない火山では、噴火警戒レベルが運用されている火山に準じて、噴火警報・予報で発表される警報対象範囲等に応じた防災対応を行うものとする。</b></p>	<p align="center"><b>第1節 災害直前活動</b></p> <p>第2 主な活動 3 必要に応じて警戒区域を設定し、住民に対する<b>避難勧告</b>等を行う。</p> <p>第3 活動の内容 1 噴火警報・予報等の住民に対する伝達対策 (1) 基本方針 火山活動等に異常が見られ、噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報が発表された時は、住民に対して情報の迅速な伝達活動を実施する。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等)</p>
7 3	<p><b>3 警戒区域の設定、避難情報の発令・伝達等</b> (1) 基本方針 火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、警戒区域の設定、<b>避難情報の発令・伝達</b>を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>(2) 実施計画 ウ 災害が発生するおそれのある場合には<b>避難情報の発令・伝達</b>を行い、適切な避難誘導を実施する。住民に対する警戒区域の設定、<b>避難情報</b>の伝達に当たっては、市防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。 カ 警戒区域、<b>避難情報</b>の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p>	<p><b>2 警戒区域の設定、避難勧告等</b> (1) 基本方針 火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、警戒区域の設定、<b>避難準備・高齢者等避難開始を伝達、避難勧告、避難指示(緊急)</b>を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>(2) 実施計画 ウ 災害が発生するおそれのある場合には<b>避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示(緊急)</b>を行い、適切な避難誘導を実施する。住民に対する警戒区域の設定、<b>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</b>の伝達に当たっては、市防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。 カ 警戒区域、<b>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</b>の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等)</p>
7 4	<p>(3) 噴火警報・予報等の伝達系統図</p>  <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報(簡易の発表であることを明記したものに限る。)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。</p>	<p>(3) 噴火警報・予報等の伝達系統図</p>  <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務報施行令第7条第1号の規定に基づく法定通知先。 * 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の関係市への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正(火山業務規則の一部改正による警察庁、NHKに関する伝達系統の変更)</p>

頁	新						旧						修正理由・備考	
75	噴火警戒レベル導入火山の噴火警戒レベル表及び噴火警戒レベル未導入火山の警戒事項等 浅間山の噴火警戒レベル						噴火警戒レベル導入火山の噴火警戒レベル表及び噴火警戒レベル未導入火山の警戒事項等 浅間山の噴火警戒レベル						長野県地域防災計画 に合わせて修正 (文言の追加・修正)	
	種別	名称	対象 範囲	噴火警戒 レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応(※)	想定される現象等	予報 警報	対象 範囲	レベル (キー ワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応(※)		想定される現象等
	噴火警戒 レベル 5 (避難)	噴火警戒 レベル 4 (高警戒準備)	噴火警戒 レベル 3 (入山規制)	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	○天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達 【天明噴火(1783年)の事例】 8月4日～5日：吾妻火砕流、鎌原岩なだれ、吾妻泥流、鬼押出溶岩流等が発生 ○中噴火が頻発し、天仁天明クラスの噴火が切迫している 【天明噴火(1783年)の事例】 8月1日～3日：軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる ○積雪期に中噴火に伴う火砕流が発生し、融雪型火山泥流が居住地域に到達、または到達すると考えられる 【過去事例】 観測事例なし	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高警戒準備、住民の避難の準備等が必要。	○中噴火が断続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される 【天明噴火(1783年)の事例】 7月26日～31日：中噴火が断続的に発生 ○噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される 【過去事例】 観測事例なし ○積雪期に中噴火が発生し、居住地域に影響する融雪型火山泥流の原因となる火砕流が発生した可能性がある	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。		○中噴火が断続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される 【天明噴火(1783年)の事例】 7月26日～31日：中噴火が断続的に発生 ○噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される 【過去事例】 観測事例なし ○積雪期に中噴火が発生し、居住地域に影響する融雪型火山泥流の原因となる火砕流が発生した可能性がある
	噴火警戒 レベル 3 (入山規制)	噴火警戒 レベル 2 (登山規制)	噴火警戒 レベル 1 (登山規制)	火口から居住地域近くまでの	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活状況に応じて高警戒準備、要配慮者の避難準備、登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	○山頂火口から中噴火が発生し、4km以内に噴石や火砕流が到達 【2004年噴火の事例】 9月1日：噴石が山頂火口から約2.7kmまで飛散 【その他の事例】 1973年2月1日：噴石が山頂火口から約2kmまで飛散、火砕流が約1.5kmまで、融雪型火山泥流が2km付近まで到達 1958年11月10日：噴石が山頂火口から約3kmまで飛散、火砕流が約3kmまで到達 ○中噴火が切迫している 【過去事例】 2004年8月31日：山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増 1973年2月1日：地震急増	火口周辺警報 広い範囲の火口周辺	火口から居住地域近くまでの	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活状況に応じて要配慮者の避難準備、登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	○山頂火口から中噴火が発生し、4km以内に噴石や火砕流が到達 【2004年噴火の事例】 9月1日：噴石が山頂火口から約2.7kmまで飛散 【その他の事例】 1973年2月1日：噴石が山頂火口から約2kmまで飛散、火砕流が約1.5kmまで、融雪型火山泥流が2km付近まで到達 1958年11月10日：噴石が山頂火口から約3kmまで飛散、火砕流が約3kmまで到達 ○中噴火が切迫している 【過去事例】 2004年8月31日：山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増 1973年2月1日：地震急増	

頁	新	旧	修正理由・備考																																					
76	<table border="1"> <tr> <td>噴火警報 または火口周辺警報</td> <td>火口周辺</td> <td>2 (火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>1 (活火山である)</td> <td>火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。</td> </tr> </table> <p>住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。</p> <p>○山頂火口から小噴火が発生し、2km以内に噴石や火砕流が到達。 【1982年噴火の事例】 4月26日：噴石が山頂火口から約1kmに飛散、火砕流が約1kmまで到達。 ○小噴火の発生が予想される。 【2004年噴火の事例】 7月下旬：噴煙量増加、火山性地震増加。</p> <p>状況に応じて火口内への立入規制等。</p> <p>○火山活動は静穏、状況により山頂火口から500m以内に影響する程度の噴出の可能性あり。</p>	噴火警報 または火口周辺警報	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	噴火予報	火口内等	1 (活火山である)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	<table border="1"> <tr> <td>火口周辺警報</td> <td>火口から少し離れた所までの火口周辺</td> <td>2 (火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>1 (平常)</td> <td>火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。</td> </tr> </table> <p>住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。</p> <p>○山頂火口から小噴火が発生し、2km以内に噴石や火砕流が到達。 【1982年噴火の事例】 4月26日：噴石が山頂火口から約1kmに飛散、火砕流が約1kmまで到達。 ○小噴火の発生が予想される。 【2004年噴火の事例】 7月下旬：噴煙量増加、火山性地震増加。</p> <p>状況に応じて火口内への立入規制等。</p> <p>○火山活動は静穏、状況により山頂火口から500m以内に影響する程度の噴出の可能性あり。</p>	火口周辺警報	火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>																					
噴火警報 または火口周辺警報	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。																																					
噴火予報	火口内等	1 (活火山である)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。																																					
火口周辺警報	火口から少し離れた所までの火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。																																					
噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。																																					
	<p>噴火警戒レベル未導入の火山</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>警戒事項等 (キーワード)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td>居住地域及びそれより火口側</td> <td>居住地域及びそれより火口側の範囲において嚴重に警戒</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td>噴火警報 (火口周辺) 又は 火口噴火警報</td> <td>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺</td> <td>火口から居住地域の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒(入山危険)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>火口から少し離れた所までの火口周辺</td> <td>火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒(火口周辺危険)</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>〈活火山であることに留意〉</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲において嚴重に警戒	警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口噴火警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒(入山危険)		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒(火口周辺危険)	予報	噴火予報	火口内等	〈活火山であることに留意〉	<p>噴火警戒レベル未導入の火山</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予報及び警報の名称</th> <th>略称</th> <th>対象範囲</th> <th>警戒事項等 (キーワード)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報 (居住地域)</td> <td>噴火警報</td> <td>居住地域又は山麓及びそれより火口側</td> <td>居住地域又は山麓及びそれより火口側の範囲において嚴重に警戒(居住地域嚴重警戒)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 (火口周辺)</td> <td rowspan="2">火口周辺警報</td> <td>火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺</td> <td>火口から居住地域又は山麓の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒(入山危険)</td> </tr> <tr> <td>火口から少し離れた所までの火口周辺</td> <td>火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒(火口周辺危険)</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>-</td> <td>火口内等</td> <td>〈平常〉</td> </tr> </tbody> </table> <p>***居住地域が不明確な場合は、「噴火警報(山麓)」と記載。</p> <p>***居住地域が不明確な場合は、「山麓嚴重警戒」と記載。</p>	予報及び警報の名称	略称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓及びそれより火口側の範囲において嚴重に警戒(居住地域嚴重警戒)	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域又は山麓の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒(入山危険)	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒(火口周辺危険)	噴火予報	-	火口内等	〈平常〉	
種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)																																					
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲において嚴重に警戒																																					
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口噴火警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒(入山危険)																																					
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒(火口周辺危険)																																					
予報	噴火予報	火口内等	〈活火山であることに留意〉																																					
予報及び警報の名称	略称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)																																					
噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓及びそれより火口側の範囲において嚴重に警戒(居住地域嚴重警戒)																																					
噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域又は山麓の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒(入山危険)																																					
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒(火口周辺危険)																																					
噴火予報	-	火口内等	〈平常〉																																					
86	<p>第12節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針 火山災害時には、爆発、火砕流、土石流等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次の実施責任者である市長が中心に計画作成しておくものとする。 その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。 特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険・注意・準用区域内に所在しているため、<u>避難情報の伝達</u>や警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p>第2 主な活動 1 <u>避難情報を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。</u></p>	<p>第12節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針 火山災害発生時には、爆発、火砕流、土石流等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次の実施責任者である市長が中心に計画作成しておくものとする。 その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。 特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険・注意・準用区域内に所在しているため、<u>避難準備・高齢者等避難開始の提供</u>や、<u>避難指示(緊急)</u>、<u>避難勧告</u>、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p>第2 主な活動 1 <u>避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難勧告、避難指示(緊急)の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。</u></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等)</p>																																					

頁	新	旧	修正理由・備考																																																				
86	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 <b>避難情報</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山災害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて<b>避難情報を発令し伝達する</b>。</p> <p><b>避難情報を発令する者</b>は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、<b>避難情報を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする</b>。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 <b>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>火山災害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて<b>避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行う</b>。</p> <p><b>避難準備・高齢者等避難開始を伝達する者、避難勧告、避難指示（緊急）を行う者</b>は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、<b>避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする</b>。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等）</p>																																																				
87	<p>(2) 実施計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(ア) 関係機関が実施すべき事項</p> <table border="1" data-bbox="174 579 1039 874"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4"><b>避難指示</b></td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第80条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第81条↓警察官職務執行法第4条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>指定避難所の開設、収容</td> <td>市長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。</p> <p><b>(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難情報の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</b></p> <p>イ <b>高齢者等避難、避難指示の意味</b></p> <p>(ア) <b>「高齢者等避難」</b></p> <p>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する<b>高齢者等の要配慮者及びその支援に当たる人</b>には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。</p> <p>(イ) <b>「避難指示」</b></p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<b>人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。</b></p> <p>ウ <b>避難指示、高齢者等避難及び報告、通知等</b></p> <p>(ア) 市長の行う措置</p> <p>a <b>避難指示</b></p> <p>災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に<b>避難指示</b>を行うものとする。</p>	実施事項	機関等	根拠	対象災害	<b>避難指示</b>	市長	災害対策基本法第80条	災害全般	水防管理者	水防法第29条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般	警察官	災害対策基本法第81条↓警察官職務執行法第4条	洪水及び地すべり災害全般	自衛官	自衛隊法第94条	洪水及び地すべり災害全般	指定避難所の開設、収容	市長			<p>(2) 実施計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(ア) 関係機関が実施すべき事項</p> <table border="1" data-bbox="1070 579 1935 895"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>避難勧告</b></td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第80条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"><b>避難指示（緊急）</b></td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第80条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第81条↓警察官職務執行法第4条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>指定避難所の開設、収容</td> <td>市長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。</p> <p>イ <b>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の意味</b></p> <p>(ア) <b>「避難準備・高齢者等避難開始」</b></p> <p>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する<b>者</b>には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。</p> <p>(イ) <b>「避難勧告」</b></p> <p><b>その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。</b></p> <p>(ウ) <b>「避難指示（緊急）」</b></p> <p>被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、<b>「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。</b></p> <p>ウ <b>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始及び報告、通知等</b></p> <p>(ア) 市長の行う措置</p> <p>a <b>避難指示</b></p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に<b>避難指示（緊急）、避難勧告</b>を行うものとする。</p>	実施事項	機関等	根拠	対象災害	<b>避難勧告</b>	市長	災害対策基本法第80条	災害全般	<b>避難指示（緊急）</b>	市長	災害対策基本法第80条	災害全般	水防管理者	水防法第29条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般	警察官	災害対策基本法第81条↓警察官職務執行法第4条	洪水及び地すべり災害全般	自衛官	自衛隊法第94条	洪水及び地すべり災害全般	指定避難所の開設、収容	市長			<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等）</p>
実施事項	機関等	根拠	対象災害																																																				
<b>避難指示</b>	市長	災害対策基本法第80条	災害全般																																																				
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																				
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般																																																				
	警察官	災害対策基本法第81条↓警察官職務執行法第4条	洪水及び地すべり災害全般																																																				
自衛官	自衛隊法第94条	洪水及び地すべり災害全般																																																					
指定避難所の開設、収容	市長																																																						
実施事項	機関等	根拠	対象災害																																																				
<b>避難勧告</b>	市長	災害対策基本法第80条	災害全般																																																				
<b>避難指示（緊急）</b>	市長	災害対策基本法第80条	災害全般																																																				
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																				
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般																																																				
	警察官	災害対策基本法第81条↓警察官職務執行法第4条	洪水及び地すべり災害全般																																																				
自衛官	自衛隊法第94条	洪水及び地すべり災害全般																																																					
指定避難所の開設、収容	市長																																																						

頁	新	旧	修正理由・備考
88	<p>b <b>高齢者等避難</b></p> <p>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、<b>高齢者等避難を発令</b>するものとする。</p>	<p>b <b>避難準備・高齢者等避難開始</b></p> <p>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、<b>避難準備・高齢者等避難開始の情報を伝達</b>するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等）</p>
89	<p>(エ) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示 二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。 把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、<b>避難情報</b>の発令を促す。</p> <p>(c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。 この<b>避難指示</b>に従わない者に対する直接強制は認められない。</p> <p>(d) 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第 4 条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。</p> <p>(e) 避難のための<b>指示</b>を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。</p>	<p>(エ) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示 二次災害等の危険場所等を把握するため、<b>各</b>警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。 把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、<b>避難勧告等</b>の発令を促す。</p> <p>(c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。 この<b>避難指示（緊急）</b>に従わない者に対する直接強制は認められない。</p> <p>(d) 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第 4 条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。</p> <p>(e) 避難のための<b>勧告、指示</b>を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等）</p>
90	<p>エ <b>避難情報発令の時期</b></p> <p>上記ウ（ア）a（a）～（i）に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。 <b>なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確保に努めるものとする。</b></p>	<p>エ <b>避難指示（緊急）、避難勧告の時期</b></p> <p>上記ウ（ア）a（a）～（i）に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等）</p>
91	<p>オ <b>避難情報</b>の内容 <b>避難情報の発令を行う際は</b>、次の事項を明確にする。また、<b>避難情報</b>の伝達についても同様とする。</p> <p>カ 住民への周知 (ア) <b>避難情報の発令</b>を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。 避難の必要が無くなった場合も同様とする。 特に、要配慮者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 (イ) 市長以外の<b>発令者</b>は、住民と直接関係している市長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。</p> <p>ク 市有施設における避難活動 <b>災害時</b>においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮するものとする。 (イ) <b>避難情報が発令された場合</b>、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p>	<p>オ <b>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</b>の内容 <b>避難指示（緊急）、避難勧告を行うに際して</b>、次の事項を明確にする。また、<b>避難準備・高齢者等避難開始</b>の伝達についても同様とする。</p> <p>カ 住民への周知 (ア) <b>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</b>を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。 避難の必要が無くなった場合も同様とする。 特に、要配慮者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 (イ) 市長以外の<b>指示者</b>は、住民と直接関係している市長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。</p> <p>ク 市有施設における避難活動 <b>災害発生時</b>においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮するものとする。 (イ) <b>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</b>は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等）</p>
92	<p>2 警戒区域の設定 (2) 実施計画 ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の<b>指示</b>と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。</p>	<p>2 警戒区域の設定 (2) 実施計画 ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の<b>勧告又は指示</b>と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
9 2	<p>3 避難誘導活動 (1) 基本方針 <u>避難情報を発令した者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要配慮者の避難に十分配慮するものとする。</u></p>	<p>3 避難誘導活動 (1) 基本方針 <u>避難指示(緊急)、避難勧告を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要配慮者の避難に十分配慮するものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等)</p>
9 3	<p>4 避難所の開設 (2) 実施計画 イ 開設の基準 市長により<u>避難情報</u>が発令された場合は、速やかに指定避難所の開設を決定し、住民に周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。なお、<u>避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。</u> <u>ウ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。その際、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するものとする。</u> <u>エ 要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。また、被災地以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする</u> <u>オ 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</u> <u>カ 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。その際、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。</u></p>	<p>4 避難所の開設 (2) 実施計画 イ 開設の基準 市長により<u>避難勧告</u>が発令された場合は、速やかに指定避難所の開設を決定し、住民に周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。なお、<u>開設の際には、前項の浸水エリアでないことを確認し、体育館などの開設を行う。</u> <u>また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。この場合、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u> <u>ウ 要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</u> <u>エ 指定避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、指定避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等)</p>
9 4	<p>5 指定避難所の運営 (2) 実施計画 ウ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<u>避難者</u>に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<u>避難者</u>が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 エ 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている<u>避難者</u>等に係る情報の把握に努めるものとする。</p>	<p>5 指定避難所の運営 (2) 実施計画 ウ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<u>被災者</u>に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<u>被災者</u>が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 エ 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている<u>被災者</u>等に係る情報の把握に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
9 5	<p>カ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。 また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、<u>段ボールベッド等、パーティション</u>、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、<u>医師、保健師、看護師、管理栄養士</u>等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。<u>また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</u> キ <u>指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> ク 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、<u>男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等</u>による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭、<u>障がい者</u>などのニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。</p>	<p>カ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。 また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、<u>医師や看護師</u>等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 キ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
95	<p>ケ 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>コ 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>サ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p>	<p>ク 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>ケ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>
96	<p>シ 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。</p> <p>ス 市教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例に準じて適切な対策を行うものとする。</p> <p>セ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>ソ 市は、ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとし、必要に応じ、家庭動物(ペット)のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。</p> <p>タ 市は、関係機関と連携し、指定避難所での、住民の心身の健康相談、生活相談、就学・就職などニーズに応じた相談窓口の設置を行うものとする。</p> <p>チ やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>ツ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</p> <p>テ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p>ト 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>	<p>コ 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。</p> <p>サ 市教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例に準じて適切な対策を行うものとする。</p> <p>シ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>ス 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</p> <p>セ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p>ソ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>タ 市は、必要に応じ、家庭動物(ペット)のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。</p> <p>チ 市は、関係機関と連携し、指定避難所での、住民の心身の健康相談、生活相談、就学・就職相談窓口の設置を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>
96、97	<p>6 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>広域避難及び広域一時滞在については、市、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 広域避難の対応</p> <p>(ア) 協議</p> <p>災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</p> <p>(イ) 実施</p> <p>あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p>	<p>6 広域的な避難を要する場合の活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、市、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 被害が甚大で市域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。</p> <p>イ 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。</p> <p>ウ この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。</p> <p>エ 避難者を受け入れる市町村は、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。</p> <p>オ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
97	<p><u>(ウ)避難者への情報提供</u>            避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。</p> <p><u>イ 広域一時滞在の対応</u>  <u>(ア)協議</u>            被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に關して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</p> <p><u>(イ)広域的避難収容活動の実施</u>            政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</p>		国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)
100	<p style="text-align: center;"><b>第29節 土砂災害等応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容            1 土砂流出、泥流対策            (2)実施計画            イ <u>警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じ避難情報の発令・伝達等の措置を講じるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第29節 土砂災害等応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容            1 土砂流出、泥流対策            (2)実施計画            イ 必要に応じ<u>避難勧告</u>等の措置を講じるものとする。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等)
102	<p style="text-align: center;"><b>第30節 建築物災害応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容            2 文化財            (2)実施計画  <u>ア 市文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。</u>  <u>イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。</u>  <u>ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第30節 建築物災害応急活動</b></p> <p>第3 活動の内容            2 文化財            (2)実施計画  <u>市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。</u></p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)
107	<p style="text-align: center;"><b>第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</b></p> <p>第1 基本方針  <u>災害時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。</u>  <u>被害を最小限に抑えるために以下のような応急活動を行う。</u></p> <p>第3 活動の内容            1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策            (1)基本方針            [建築物関係]  <u>災害時に被災した建築物は、倒壊等の危険がある場合もあり、これらの建築物の倒壊による二次災害から市民を守るための措置を講じる必要がある。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</b></p> <p>第1 基本方針  <u>災害発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。</u>  <u>被害を最小限に抑えるために以下のような応急活動を行う。</u></p> <p>第3 活動の内容            1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策            (1)基本方針            [建築物関係]  <u>災害発生時に被災した建築物は、倒壊等の危険がある場合もあり、これらの建築物の倒壊による二次災害から市民を守るための措置を講じる必要がある。</u></p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)

頁	新	旧	修正理由・備考
107	(2)実施計画 [建築物関係] 火山性地震が発生して建築物に被害があった場合は応急危険度判定士の制度を活用する。 <b>また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</b>	(2)実施計画 [建築物関係] 火山性地震が発生して建築物に被害があった場合は応急危険度判定士の制度を活用する。	国の防災基本計画、 長野県地域防災計画 に合わせて修正 (文言の追加・修正)
108	2 危険物施設等に係る二次災害防止対策 (2)実施計画 [危険物関係] イ <b>災害時</b> における連絡 危険物施設において <b>災害時</b> における連絡体制を確立するものとする。	2 危険物施設等に係る二次災害防止対策 (2)実施計画 [危険物関係] イ <b>災害発生時等</b> における連絡 危険物施設において <b>災害が発生し又は発生するおそれがある場合</b> における連絡体制を確立するものとする。	国の防災基本計画、 長野県地域防災計画 に合わせて修正 (文言の追加・修正)
109	4 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策 (2)実施計画 緊急点検結果の情報に基づき、 <b>避難情報の発令・伝達</b> 等の必要な措置をとるものとする。	4 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策 (2)実施計画 緊急点検結果の情報に基づき、 <b>避難勧告</b> 等の必要な措置をとるものとする。	国の防災基本計画、 長野県地域防災計画 に合わせて修正 (災害対策基本法の 改正に伴う文言の追 加・修正等)
111	<b>第36節 文教活動</b> 第1 基本方針 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下この節において「学校」という)は多くの幼児及び児童生徒(以下この節において「児童生徒等」という)を収容する施設であり、 <b>災害時</b> においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 このため、市及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。 第3 活動の内容 1 児童生徒等に対する避難誘導 (2)実施計画 ア 市立の学校において、学校長は、火山災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。 (イ)児童生徒等が在校中の場合の措置 b 市長等から <b>避難情報の発令</b> があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。	<b>第36節 文教活動</b> 第1 基本方針 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下この節において「学校」という)は多くの幼児及び児童生徒(以下この節において「児童生徒等」という)を収容する施設であり、 <b>災害発生時</b> においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 このため、市及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。 第3 活動の内容 1 児童生徒等に対する避難誘導 (2)実施計画 ア 市立の学校において、学校長は、火山災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。 (イ)児童生徒等が在校中の場合の措置 b 市長等から <b>避難の勧告又は指示</b> があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。	国の防災基本計画、 長野県地域防災計画 に合わせて修正 (文言の追加・修正)
112	2 応急教育計画 (2)実施計画 ア 市教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、 <b>災害時</b> の対応、応急教育に関する対策について市立学校を指導及び支援する。	2 応急教育計画 (2)実施計画 ア 市教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、 <b>災害発生時</b> の対応、応急教育に関する対策について市立学校を指導及び支援する。	国の防災基本計画、 長野県地域防災計画 に合わせて修正 (文言の追加・修正)
115	<b>第41節 観光地の災害応急対策</b> 第1 基本方針 <b>災害時</b> に火山への登山者が被災した場合、また、観光地へ通ずる道路が寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、市、県、国、関係機関が連携し、対応していく。	<b>第41節 観光地の災害応急対策</b> 第1 基本方針 <b>災害発生時</b> に火山への登山者が被災した場合、また、観光地へ通ずる道路が寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、市、県、国、関係機関が連携し、対応していく。	国の防災基本計画、 長野県地域防災計画 に合わせて修正 (文言の追加・修正)

頁	新	旧	修正理由・備考
115	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 観光地での<b>火山災害時</b>の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。</p> <p>(2) <b>火山災害時</b>には、本計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。</p> <p>3 登山者等の安全確保</p> <p><b>火山災害時</b>に火山への登山者等が想定される場合は、直ちに情報を登山者等に周知する措置を講ずるとともに、速やかな避難及び下山を支援するものとする。</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 観光地での<b>火山災害発生時</b>の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。</p> <p>(2) <b>火山災害発生時</b>には、本計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。</p> <p>3 登山者等の安全確保</p> <p><b>火山災害の発生時</b>に火山への登山者等が想定される場合は、直ちに情報を登山者等に周知する措置を講ずるとともに、速やかな避難及び下山を支援するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
120	<p style="text-align: center;"><b>第1節 避難対策</b></p> <p>第3 取組みの内容</p> <p>1 情報伝達体制の整備及び避難誘導体制の強化</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>災害の長期化が予想される場合には、市、県、関係機関は互いに協力しあって、観測所等の観測情報、災害発生の情報等が関係機関や住民にいち早く伝達され、住民が迅速に避難でき、又、現場で応急対策を行っている防災関係業務の従事者等が、避難できるようなソフト面、ハード面の整備を行う必要がある。</p> <p>市は、<b>避難情報の発令</b>基準の設定、住民への通報体制の整備、避難誘導体制の整備、警戒区域の設定等を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 避難対策</b></p> <p>第3 取組みの内容</p> <p>1 情報伝達体制の整備及び避難誘導体制の強化</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>災害の長期化が予想される場合には、市、県、関係機関は互いに協力しあって、観測所等の観測情報、災害発生の情報等が関係機関や住民にいち早く伝達され、住民が迅速に避難でき、又、現場で応急対策を行っている防災関係業務の従事者等が、避難できるようなソフト面、ハード面の整備を行う必要がある。</p> <p>市は、<b>避難勧告・避難指示(緊急)</b>の基準の設定、住民への通報体制の整備、避難誘導体制の整備、警戒区域の設定等を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等)</p>